

社会福祉法人 真光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 真光会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条に規定する、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等の報酬等は、当法人定款第8条及び21条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第3条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。